平成２８年（フ）第１９３号
大分市寿町５番32号（玉寿建設ビル401）
債務者　**徳**安美登樹
1　決定年月日時　平成28年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１９２号
宮崎市大字田吉147番地　ホワイトコーポ201号
債務者　永田　智大
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２０６号
宮崎市清水１丁目12番42号
債務者　白賀　信彦
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２０７号
宮崎市清水１丁目12番42号
債務者　白賀　美香
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第６５号
福島県郡山市大槻町字針生下33番地の19
債務者　渡辺　　實
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１２１号
兵庫県明石市二見町西二見駅前２丁目68番地エスペランサ二見Ａ102号、前住所大阪府東大阪市小若江１丁目３番３号
債務者　塩津こと　宮﨑　美波
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１３６号
兵庫県明石市魚住町清水79番地の１　第３安達ハイツＡ―201号
債務者　西野香理奈（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１５２号
兵庫県明石市大久保町大窪1427番地の１　ハイツナカスカ201号、住民票上の住所神戸市西区伊川谷町潤和1045番地の31
債務者　森多　昭文
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第８７号
富山市堀川町355番地６　ベルメゾン407号
債務者　柴田　尚武
1　決定年月日時　平成28年７月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８８号
富山市富岡町12番地１　デュエット新庄202号
債務者　谷口　一郎
1　決定年月日時　平成28年７月25日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９１号
富山県魚津市吉島1005番地７
債務者　杉岡　直治
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９２号
富山県魚津市吉島1005番地７
債務者　杉岡千恵子
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９４号
富山市新屋73番地２　ウインク102号
債務者　梶谷美保子
1　決定年月日時　平成28年７月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９５号
富山市新屋73番地２　ウインク102号
債務者　梶谷　友理
1　決定年月日時　平成28年７月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９６号
富山市粟島町３丁目18番６号
債務者　佃　　伸治
1　決定年月日時　平成28年７月25日午前10時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０２号
富山市館出町２丁目３番５―305号　アベニューハイツＴＯＡ
債務者　広瀬　　淳
1　決定年月日時　平成28年７月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１１号
千葉県白井市桜台２丁目３番６棟506号
債務者　岩本　典子
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部